

別表2 産業廃棄物分類表-1

種類		分類番号	具体例
燃え殻		010	石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、廃カーボン、廃活性炭、炉掃出物、煤、クリンカー (注意) 産業廃棄物を焼却した後に発生した灰は、その焼却前の産業廃棄物の種類としてください。
		019	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
汚泥	無機性汚泥 (泥状のもの)	021	浄水場汚泥、鍍金汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、その他廃水処理、プラントかす、脱硫石膏、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、建設高含水汚泥、ベントナイト汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料
		028	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	有機性汚泥 (泥状のもの)	022	廃水の生物処理により生ずる汚泥、製紙汚泥、ピルピット汚泥(し尿を含むものは除く。)、下水処理汚泥、染色廃水処理汚泥、下水道管渠洗浄汚泥
		029	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃油	一般廃油	031	エンジンオイル、機械油、コンプレッサー油、油圧油、ギヤーオイル、モーターオイル、絶縁油、圧延油、焼入油、切削油、ガソリン、灯油、軽油、重油、原油、ハロゲン化炭化水素類(トリクレン、パークレン、四塩化炭素等)、アルコール、ベンゼン、トルエン、シンナー、ケトン、エーテル、洗浄油、廃塗料(油性のものに限る。)、廃インク(油性のものに限る。)、アマニ油、桐油、ゴマ油、天プラ油、サラダ油、魚油、ヘッド、ラード
		037	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	固型油	032	アスファルト、タールピッチ、パラフィンロウ、蒸留残タールピッチ、固型せっけん、固型脂肪酸、クレオン、パステル
		038	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	油泥	033	タンクスラッジ
		039	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃酸		040	硫酸系、塩酸系、弗化水素酸、クロム酸、混酸、塩化鉄、蟻酸、酢酸、酒石酸などの廃液、写真定着廃液、酸洗工程廃液、水洗工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他の工程廃液、各種酸性の塩類廃液
		049	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃アルカリ		050	アンモニア系、カ性ソーダ系、カ性カリ系、シアン化ソーダ系、シアン化カリ系、金属せっけんなどの廃液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程廃液、水洗工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他の工程廃液、各種アルカリ性の塩類廃液
		059	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃プラスチック類	廃プラスチック	061	フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂、けい素樹脂、ジアリルフタレート樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、塩化ビニル樹脂、塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂、酢酸ビニル樹脂、ポリビニルアルコール樹脂、ポリアミド樹脂、メタクリル樹脂、弗素樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリアセタール樹脂、ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、PVC繊維、PVDC繊維、ポリエチレン繊維、ポリプロピレン繊維、テフロン繊維、合成皮革、天然繊維50%未満の混紡、廃塗料(固形状のものに限る。)、廃接着剤、FRP(繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、強化プラスチック等)、セルロイド、廃イオン交換樹脂、合成ゴムくず、ケミカル廃材
		068	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	廃タイヤ	062	廃タイヤ
		069	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★紙くず		070	新聞紙、紙管紙、グラビア用紙、コットンペーパー、印刷せんかん紙、筆記図面用紙、塗土紙、包装用紙、簿用紙、家庭用紙、雑種紙、段ボール紙、白板紙、黄板紙、チップボール、色板紙、ターポリン紙、ラミネート紙、アスファルトフェルト、アスファルトルーフィング、砂付ルーフィング、タールフェルト、ベース紙、パターン紙、オーバーレイ紙、ろう紙、油紙、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
		079	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★木くず (建設木くずを含む)		080	木くず、おがくず、かんなくず、バーク類、竹、とう、ベニヤ、ランバーコア合板、軽量合板、ボード類、コア板、オーバーレイ合板、薬液処理合板、インシュレーションボード、セミアードボード、積層板(木材を主体としたものに限る。)、塗装板、防腐・防虫木材、アンモニア処理材、パラフィン注入材、フローリング材、建設業に係る木くず(ただし、工作物の新築、改築又は除去に
		089	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★繊維くず		090	綿花、カボック、麻、やし、へちま、シュロ、混紡(人造繊維または合成繊維との混紡の場合は天然繊維が50%以上のもの)、羊毛、カシミア、やぎ、らくだ、兎毛、絹、レーヨン、アセテート建設現場から排出される繊維くず、ロープ
		099	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの

別表2 産業廃棄物分類表-2

種類	分類番号	具体例
★動・植物性残渣	100	ハム、ソーセージ残渣、ベーコン残渣、スクリーンかす、あら、甲殻、卵殻、貝殻、チーズかす、羽毛、野菜くず、果実くず、漬物くず、小麦・大豆醸造かす、香辛料残渣、ぬか、ふすま、パンくず、きじくず、でんぷん製造篩かす、あめかす、おから、あん製造かす、コーヒーかす、製品くず
	109	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
ゴムくず	110	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス
	119	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
金属くず	120	トタンくず、空き缶、スクラップ、切粉、ブリキくず、金属研磨くず、銅くず、アルミくず
	129	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
ガラス及び陶磁器くず	130	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品びん、体温計、温度計、水銀ランプ、蛍光灯ランプ、セラミックくず、れんが、土管、陶器、コンクリート製品くず、モル
	139	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
鉱さい	140	転炉、高炉、溶融炉等の残さい、キューボラのノロ、金属スラグ、粉炭かす、不良鉱石、鋳物廃砂
	149	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
がれき類 (建設廃材)	150	アスファルトコンクリートがら、道路掘削廃材、鉄道用線路の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、タイル
	159	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★動物のふん尿	160	動物のふん尿
	169	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★動物の死体	170	動物の死体
	179	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
ばいじん	180	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（PCBが塗布されたもの）又は金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施
	189	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃土砂	190	建設工事の基礎工事、下水道敷設工事、土木工事等に伴い、掘削排出された廃土砂、造成等の開発行為に伴い排出された廃土砂（ただし、土取りを目的としたもの、工事現場内で利用したものは除く。）
	199	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの

注意 1 廃土砂は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しませんが、報告の対象となります。

2 ★は、次表の業種等に該当する場合のみ、報告の対象となりますのでご注意ください。

種類	業種等
紙くず	1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
	2 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの。）
	3 出版業（印刷出版を行うものに限る。）
	4 製本業
	5 印刷物加工業
	6 パルプ、紙又は紙加工品製造業（パルプ製造業を除く。）
	7 PCBが塗布され、又は染み込んだもの
木くず (建設木くずを含む)	1 建設業（工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものに限る。）
	2 木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。）
	3 パルプ製造業
	4 輸入木材の卸売業
	5 PCBが染み込んだもの
繊維くず	1 建設業（工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものに限る。）
	2 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）
	3 PCBが染み込んだもの
動・植物性残渣	1 食料品製造業
	2 医薬品製造業
	3 香料製造業
動物のふん尿	1 畜産農業
動物の死体	1 畜産農業

別表3 特別管理産業廃棄物分類表

種類	分類番号	基準・具体例等
感染性廃棄物	★200	感染性病原体を含むか、その恐れのある産業廃棄物（併せて処理する感染性一般廃棄物を含む。）
廃石綿等	★210	石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で発生するもの
廃PCB等	220	廃PCB及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	221	PCBが塗布されたり、染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず
	222	PCBが付着若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず
燃え殻	★510	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する燃え殻（511に掲げるものを除く。）
	★511	ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有する燃え殻
指定下水汚泥	520	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する下水汚泥（指定されたもの）
汚泥	★521	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する汚泥（522に掲げるものを除く。）
	★522	ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有する汚泥
廃油	530	引火点70℃未満（531に掲げるものを除く。）
	★531	有機塩素系溶剤を一定基準以上含有する当該溶剤
廃酸	540	pH2.0以下（541に掲げるものを除く。）
	★541	水銀等有害物質を一定基準以上含有する廃酸
廃アルカリ	550	pH12.5以上（551に掲げるものを除く。）
	★551	水銀等有害物質を一定基準以上含有する廃アルカリ
鉍さい	640	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する鉍さい
ばいじん	★680	水銀等有害物質を一定基準以上溶出するばいじん（681に掲げるものを除く。）
	★681	ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するばいじん

★ 業種若しくは施設限定があり

別表 産業廃棄物種類別重量換算係数（単位 t/m^3 ）

産業廃棄物の種類	換算比重	産業廃棄物の種類	換算比重
燃え殻	1.14	ゴムくず	0.52
汚泥	1.1	金属くず	1.13
廃油	0.9	ガラスくず及び陶磁器くず	1.2
廃酸	1.25	鉍さい	1.6
廃アルカリ	1.13	がれき類（建設廃材）	1.48
廃プラスチック	0.35	動物のふん尿	1
紙くず	0.17	動物の死体	1
木くず	0.55	ばいじん	1.26
繊維くず	0.12	政令2条13号廃棄物	1.48
動植物性残渣	0.8	廃土砂	1.39
感染性廃棄物	0.3kg/L		

別表4 原材料分類表-1

種類	分類番号	原材料例	備考
ア 気体原材料（常温常圧で気体となる原材料）			〔対象例〕 燃料に使用するLNG、天然ガス、冷媒に使用する代替フロン
各種ガス類	011	液体窒素、液体酸素、ドライアイス、天然ガス等	
イ 油類（熱源、製造物の原料等となる油類）			〔対象例〕 ボイラーに使用する重油、廃油、石鹼製造に使用する廃油、薬品製造に使用するアルコール、ガソリン製造に使用する原油 〔非対象例〕 食料油製造に使用する植物油は、「シ」の動植物系原材料となる。
鉱油	021	ガソリン、灯油、軽油、重油、原油、アスファルト、圧延油、絶縁油等及びそれらの廃油	
動・植物油	022	アマニ油、桐油、ゴマ油等及びそれらの廃油	
その他のもの	023	アルコール、ベンゼン、トルエン、シンナー、油性インク、トリクレン、パラフィン等及びそれらの廃油	
ウ 非動植物系液体原材料（「イ」の油類を除く液状の原材料（果汁、牛乳等の動植物系の原材料を除く。））			〔対象例〕 石鹼製造に使用する水酸化ナトリウム、排水処理に使用する水酸化ナトリウム、排水処理に使用する廃酸・廃アルカリ 〔非対象例〕 バター製造に使用する牛乳は、「シ」の動植物系原材料となる。無機系の含水率50%未満の汚泥は、「サ」の無機系原材料となる。
酸	031	硫酸、塩酸、硝酸等及びそれらの廃酸	
アルカリ	032	アンモニア、カ性ソーダ、カ性カリ等及びそれらの廃アルカリ	
その他のもの	033	汚泥（無機系のものであって、含水率50%以上のもの）等	
エ 鉄材（構造物の躯体、製造物の原材料等となる鉄材）			〔対象例〕 自動車躯体製造、橋脚建設に使用する鋼板、高炉、電炉に使用するスクラップ 〔非対象例〕 鉄材製造に使用する鉱石、石灰石、コークス等は、「サ」の無機系原材料となる。
	041	鉄鋼、鋳鉄等の鉄製品及びそれらのスクラップ	
オ 非鉄金属材（構造物の躯体、製造物の原材料等となる非鉄金属材）			〔対象例〕 自動車エンジン製造に使用するアルミ、アルミインゴット製造に使用するアルミスクラップ 〔非対象例〕 アルミ材製造に使用するボーキサイト等は、「サ」の無機系原材料となる。無機系の汚泥であって、含水率が50%以上のものは、「ウ」の非動植物系液体原材料、50%未満のものは、「サ」の無機系原材料となる。
アルミ材	051	アルミ製品及びそのスクラップ等	
その他のもの	052	アルミを除く非鉄金属製品及びそのスクラップ等	
カ プラスチック類（構造物の躯体、製造物の原材料等となるプラスチック類）			〔対象例〕 被覆電線製造に使用する塩化ビニール、家電筐体製造に使用する各種プラスチック、植木鉢製造に使用する廃プラスチック 〔非対象例〕 塩化ビニール製造に使用する塩化ナトリウム等は、「サ」の無機系原材料、各種プラスチック製造に使用する石油は、「イ」の油類となる。
プラスチック	061	フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂、けい素樹脂等の合成樹脂、アクリル繊維、ポリエステル繊維、テフロン繊維、PVC繊維等の合成繊維、合成接着剤、セルロイド、合成ゴム、FRP、合成皮革等及びそれらの廃プラスチック	
タイヤ	062	タイヤ及び廃タイヤ	
キ 紙・パルプ材（製造物の原料等となる紙・パルプ）			〔対象例〕 被覆電線製造に使用する紙、紙製造に使用するパルプ、古紙 〔非対象例〕 紙・パルプ製造に使用する木材は、「ク」の木材となる。
紙、パルプ	071	紙、パルプ、セロファン等及びそれらのくず	

別表4 原材料分類表-2

種類	分類番号	原材料例	備考
ク 木材（構造物の躯体、製造物の原料、燃料等となる木材）			〔対象例〕 家具製造に使用する木材、紙・パルプ製造に使用する原木、廃木材、パーティクルボード製造に使用する木材チップ
木	081	木、竹、籐等及び廃木材	
ケ ガラス材（構造物の躯体、製造物の原材料等となるガラス）			〔対象例〕 自動車製造に使用するガラス板、ガラス瓶製造に使用するガラスカレット、建設物に使用するガラス板 〔非対象例〕 ガラス材製造に使用する珪石は、「サ」の無機系原材料となる。
ガラス	91	ガラス製品及びガラスくず	
コ 建設資材（建設物の構成物となるアスファルト、コンクリート、セメント、セメント製品、骨材、石材、レンガ、タイル等の資材であって、ア～ケに掲げるものを除く。）			〔対象例〕 建設工事に使用するアスファルト、コンクリート、セメント、セメント製品、コンクリート・アスファルトがら、壁、天井材として使用する耐熱ボード 〔非対象例〕 セメント製造に使用する石膏、耐熱ボード製造に使用する廃石膏は、「サ」の無機系原材料となる。建設物に使用するガラス板は、「ケ」のガラス材となる。畳は、建設物の構成物とはいえ、「シ」の動植物系原材料となる。
アスファルト	101	アスファルト、アスファルトがら	
コンクリート	102	生コンクリート、コンクリートがら	
セメント	103	セメント、セメント製品及びセメント製品くず等	
骨材、石材等	104	骨材、石材、砂利等	
れんが、タイル等	105	瓦、れんが、土管、タイル、スレート等及びそれらのくず	
土砂	106	埋戻材料、路床材料、堤防・宅地造成用資材等	
サ 無機系原材料（鉄材、非鉄金属材、建設資材等の製造に使用する無機系原材料であって、ア～コに掲げるものを除く。）			〔対象例〕 鉄材製造に使用する鉱石、石灰石、石炭、セメント製造に使用する粘土、石膏、石炭灰、工業塩製造に使用する排水処理副産物としての塩化ナトリウム、タイル製造に使用する土、排水処理材として使用する活性炭 〔非対象例〕 鉄材製造に使用するスクラップは、「エ」の鉄材となる。壁材に使用するタイルは「コ」の建設資材となる。活性炭製造に使用する木材は、「ク」の木材となる。
鉱石	111	鉄鉱石、ボーキサイト、石炭等の鉱石	
塩類	112	塩化ナトリウム、石膏、炭酸ナトリウム等	
陶磁器等	113	各種陶磁器製品、セラミック製品（建設資材であるものを除く。）及びそれらのくず	
その他のもの	114	石炭灰、活性炭、陶磁器等の製造に使用する粘土等	
シ 動植物系原材料（食料品、肥料、飼料等の原料となる穀類、肉類等の動植物系原材料であって、ア～サに掲げるものを除く。）			〔対象例〕 清酒製造に使用する米、肥料製造に使用する動植物性残渣・家畜糞尿、活性汚泥、飼料製造に使用する穀類、清涼飲料製造に使用する果汁、ゴム製品製造に使用する天然ゴム、ゴム製造に使用する樹液、繊維製造に使用する綿花、絹糸 〔非対象例〕 肥料製造に使用する木材チップは、「ク」の木材となる。酒類に充填するアルコールは、「イ」の油類となる。
繊維	121	綿花、麻、シュロ、羊毛、カシミヤ等の天然繊維及びそれらのくず	
食料	122	食料品及びその原材料となる穀類、食肉、果汁等及びそれらのくず	
ゴム	123	天然ゴム、エポナイト、ラテックス等を使用する製品及びその原材料、並びにそれらのくず	
その他のもの	124	皮革、わら等動植物を利用したその他原材料、製品及びそれらのくず、動物の糞尿、動物の死体、動植物系の汚泥（活性汚泥）等	